

令和 4 年 12 月 2 日  
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業  
「農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）（以下「公共サービス改革法」という。）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

## 記

## I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	厚生労働省
事業概要	本事業は、①林業求職者に対して、事前に林業に関する十分な情報と知識を付与する講習等の事業（就業支援講習）を実施するとともに、就職相談等の支援を行い、併せて②就職先となる林業事業体の雇用管理の改善を支援する事業を一体的に行うものである。
実施期間	受託者の受託事業の廃止により終期が令和 4 年 3 月末までとなった。 <当初> 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年間 <変更後> 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間
受託者	株式会社エヌアイエスプラス
契約金額（税抜）	<当初> 920,000,000 円（3 年間） 【内訳】 310,000,000 円（令和 2 年度） 310,000,000 円（令和 3 年度） 300,000,000 円（令和 4 年度） 単年度平均 306,666,667 円 <変更後> 620,000,000 円（2 年間） 【内訳】 310,000,000 円（令和 2 年度） 310,000,000 円（令和 3 年度） 単年度平均 310,000,000 円
入札の状況	2 者応札（説明会参加＝1 者 予定価内＝1 者）
事業の目的	本事業は、林業の新規就業の促進と職場定着を図り、林業労働力の確保に資することを目的とする。
選定の経緯	競争性に課題があり、平成 30 年基本方針において選定された。

## II 評価

### 1 概要

終了することとする。

### 2 検討

#### (1) 評価方法について

厚生労働省から提出された令和2年4月から令和4年3月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

#### (2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき 質の達成状況	以下のとおり、課題が残った。	
	確保されるべき水準（一例）	評価
	支援講習の対象者数 各年度 1,000人以上	令和2年度 否 496人 令和3年度 否 465人
	支援講習の修了者の全産業への就職率 各年度 75%以上	令和2年度 否 74.3% 令和3年度 適 79.6%
	支援講習の修了者の林業関連分野への就職率 各年度 48%以上	令和2年度 否 30.9% 令和3年度 否 45.2%
	雇用管理研修会の開催数 各年度 各地域ブロックで2回以上 かつ 全国で45回以上	令和2年度 否 各地域ブロック2回以上 全国43回 令和3年度 適 各地域ブロック2回以上 全国47回
	雇用管理改善に係る相談、指導及び援助等を行った後に、雇用管理改善に取り組んだ事業主等の割合 各年度 84%以上	令和2年度 適 94.7% 令和3年度 適 98.9%
民間事業者からの改善提案	社内のプロジェクト体制の強化	

コロナ禍の下、支援講習の対象者数等の項目について、確保されるべき水準を下回る結果となった。厚生労働省の説明によると、これは、新型コロナウイルス感染

症の感染拡大に伴い、会場の閉鎖や都道府県からの就業支援講習の中止依頼等によって計画通り事業が進められなかったことが要因である。受託者エヌアイエスプラスにおいてプロジェクト体制を強化しつつ計画の立て直しを図る措置を講じたが、確保されるべき質を満たすまでには至らなかった。

そして、十分な質の確保ができないまま、受託者エヌアイエスプラスが令和4年3月31日をもって受託事業を廃止し、受託事業から撤退したため（厚生労働省は同年2月18日事業廃止を承認。同年3月9日第651回入札監理小委員会及び同年3月24日第277回監理委員会において報告）、対象公共サービスの継続性の点において課題が残る結果となった。

この点、令和4年度については、市場化テスト対象外の一般競争入札（総合評価落札方式）を実施した結果、全国森林組合連合会が受託者となり（1者応札）、令和4年11月より事業を開始している。全国森林組合連合会は、市場化テスト実施前及び市場化テスト第1期の受託者であり、これまでの実績に照らし、着実な事業実施が見込まれるところである。したがって、対象公共サービスの継続性の課題は克服される環境となったものといえる。

### （3）実施経費（税抜）

市場化テスト導入前（平成30年度）と評価対象期間（令和2年度・3年度）の契約額を比較すると、単年度当たり41,117,700円減額（約11.7%減）している。

また、実際の支払額については、市場化テスト導入前（平成30年度）と導入後と比較した結果、令和2年度は86,246,795円減額（約26.3%減）、令和3年度は119,070,868円減額（約36.3%減）となっている。

厚生労働省の説明によると、支払額が市場化テスト導入前より減っている要因は、受託者エヌアイエスプラスによる人件費の減少及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う就業支援講習の中止等により、実施経費が発生しなかったことが影響している。

	契約額（税抜き）	※支払額（税込み）
①従前経費（平成30年度）	351,117,700円	327,888,790円
②実施経費（令和2年度）	310,000,000円	241,641,995円
③実施経費（令和3年度）	310,000,000円	208,817,922円
増減額（②－①）	41,117,700円減額	86,246,795円減額
増減額（③－①）	41,117,700円減額	119,070,868円減額
増減率（①／②）	11.7%減	26.3%減
増減率（①／③）	11.7%減	36.3%減

※支払額：実施しなかった（発生しなかった）経費を差し引いた支払額（税込）

#### (4) 競争性改善のための取組

競争性の改善のため、厚生労働省が実施した主な取組は、次の①から⑦のとおりである。

なお、市場化テスト第2期において2者応札となり、エヌアイエスプラスが受託者となったが、前述のとおり、十分な質の確保ができないまま、令和3年度末（令和4年3月末）をもって受託事業を廃止（撤退）したことを踏まえると、今後に向けて、競争性に課題が残った状態である。

- ① 入札公告期間を延長した（第1期：31日→33日、第2期：33日→50日）。
- ② 開札日から事業開始日までの準備期間を延長した（第1期：21日→28日）。
- ③ 単年度契約を3年契約とした（第2期）。
- ④ 定量的・客観的な達成すべき質の設定、業務内容等の明確化など、仕様書改善の取組を進めた（第1期、第2期）。
- ⑤ 事業実施体制、経費内訳、事業の実施状況等の情報を開示した（第1期、第2期）。
- ⑥ 競争参加資格の範囲を「A、B又はCの等級」から「A、B、C又はDの等級」へと拡大し、要件緩和を図った（平成30年度、第1期、第2期）。
- ⑦ 1者応札の分析及び改善のため、応札の可能性がある事業者に対するヒアリング等を実施し、入札参加者の拡大を試みた（第1期、第2期）。

#### (5) 業務の特殊性等

本事業の特殊性等に関連して、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が困難な事情は、次のとおりである。

##### ① 高い専門性を要する事業であること

本事業は、林業の特殊性を十分踏まえた上で、林業求職者に対し、事前に林業に関する十分な情報と知識を付与する講習等の事業を実施するとともに、就業相談等の支援を行い、あわせて、就職先となる林業事業体の雇用管理の改善を支援する事業を一体的に行うことにより、林業の新規就業の促進と職場定着を図り、林業労働力の確保に資することを目的とするものであり、林業に関する高い専門性を要する事業といえる。

##### ② ノウハウや体制等の構築が困難であること

本事業では、民間事業者（受託者）自身の林業就業や雇用管理にかかる専門性のみならず、地方自治体や林業労働力確保支援センター等の林業関係者間のネットワークも活用しながら、地域の実情に応じた複数の講習等を企画・実施するものである。林業は、地域によって主要樹種や山林地の勾配、気候等が異なるため、地域ごとの実情に応じた作業が行われており、本事業の実施に当たっても、地域の実情や受講者のニーズに応じたカリキュラムの設定、使用教材の作成、就業支

援講習の実習フィールドの設定、各地での伐木経験など林業に精通した者（地域アドバイザー）の確保などが必要となる。このため、これらのノウハウや体制等をあらかじめ有していない事業者にとっては、本事業の実施が困難な状況にあると考えられる。

③ 市場調査の結果、実施体制を組めないとの回答がなされていること

入札説明書を取得したにもかかわらず応札しなかった者や入札が期待される者（林業大学校など）へのヒアリング市場調査の結果、事業規模が大きく、実施体制を組めないとの回答がなされている。

④ 地域による事業分割が困難であること

厚生労働省の説明によると、本事業は、全国各地の講習開催日程の調整・広報上のメリット、全国斉一的な公共サービスの質の確保、地域別の不落のおそれの回避の観点からは、地域により事業を分割することは困難である。

⑤ 業務による事業分割が困難であること

厚生労働省の説明によると、本事業は、求職者へのアプローチと事業主へのアプローチを一体的に地域に根ざして行うことで、より効果的な就業支援が可能となるため、就労支援と雇用管理改善とに事業を分割することは困難である。

(6) 評価のまとめ

実施経費に関しては、前記「(3) 実施経費」記載のとおり、従来経費と比較して単年度当たり約4千1百万円減額（単年当たり約11.7%減）、支払額でいうと、令和2年度が約8千6百万円減額（約26.3%減）、令和3年度が約1億1千9百万円減額（約36.3%減）となっているが、こうした実施経費の減額は、事業の実施状況（質の確保）も勘案して総合的に評価する必要がある。

しかるところ、対象公共サービスの質に関しては、前記「(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価」記載のとおり、支援講習の対象者数等の項目について、コロナ禍の影響もあり、確保されるべき水準を下回る結果となった。このように、実施経費の減額及び対象公共サービスの質に関して、双方を同時に確保したとはいえない。

そのうえで、市場化テスト第2期の受託者であるエヌアイエスプラスが、令和3年度末をもって受託事業を廃止（撤退）することとなり、対象公共サービスの継続性の点において課題が残る結果となった。

この点、令和4年度は、総合評価落札方式による一般競争入札（市場化テスト外）の結果、全国森林組合連合会が新たな受託者となっており、市場化テスト実施前及び市場化テスト第1期の実績に照らし、着実な事業実施が見込まれることなどから、対象公共サービスの継続性の課題は克服される環境となったものといえる。

一方、競争性に関しては、前記「(4) 競争性改善のための取組」記載のとおり、

市場化テスト第2期の受託者であるエヌアイエスプラスが令和3年度末をもって受託事業を廃止（撤退）している（なお、令和4年度の一般競争入札は全国森林組合連合会の1者応札に戻っている）ことからすると、今後に向けて、競争性に課題が残った状態である。

この点、厚生労働省は、前記「（4）競争性改善のための取組」記載のとおり取組を実施したものの、前記「（5）業務の特殊性等」記載のとおり、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善は見込めないものと考えられる。

なお、本事業の実施期間中に受託者への業務改善指示等の措置（公共サービス改革法第27条の措置）はなく、法令違反行為等もなかった。また、今後は厚生労働省に設置する外部有識者で構成される委員会において、事業実施状況のチェックを受けることが予定されている。

#### （7）今後の方針

本事業については、実施経費の減額及び対象公共サービスの質に関して、双方を同時に確保したとはいえず、エヌアイエスプラスの撤退によって、対象公共サービスの継続性の点においても課題が残ったといわざるを得ない。そして、全国森林組合連合会が新たな受託者となったことから、対象公共サービスの継続性の課題は克服される環境となったといい得るものの、その一方で、競争性の確保において課題が認められ、良好な実施結果が得られたと評価することは困難である。

しかるところ、前記「（6）評価のまとめ」記載のとおり、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善は見込めないものと認められる。

以上のことから、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱ.1.（2）の基準を満たしているものとして、第2期の終了（令和3年度末）をもって市場化テストを終了することとする。

市場化テスト終了後の事業実施については、公共サービス改革法の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、厚生労働省が自ら公共サービスの質の維持向上、コストの削減及び事業の透明性の確保を図っていくことを求めたい。

さらに、厚生労働省に対し、今後も受託者の決定プロセス及びコストの透明性を確保するよう求めるとともに、競争性の改善を通じた公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図るため、本事業の目的・理念に沿う範囲内で、事業の実施方法等についての見直しを含めた不断の検討を要請する。

以上

令和4年11月2日  
厚生労働省職業安定局雇用開発企画課  
農山村雇用対策室

民間競争入札実施事業  
「農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）」の実施状況報告について

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

## 1. 事業の概要

農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）については、公共サービス改革基本方針（平成30年7月10日閣議決定、令和元年7月9日閣議決定）において民間競争入札の対象の事業として選定され、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）の規定に基づき、令和2年4月から令和5年3月までの3年間の契約期間による民間競争入札（市場化テスト）を実施していたが、令和4年1月に受託者より事業の廃止の申請がなされ、これを承認したことから、契約は令和4年3月までとなった。

### （1）業務内容

本事業は、①林業求職者に対して事前に林業に関する十分な情報と知識を付与する講習等の事業（就業支援講習）を実施するとともに、就職相談等の支援を行い、併せて②就職先となる林業事業体の雇用管理の改善を支援する事業を一体的に行うことにより、林業の新規就業の促進と職場定着を図り、林業労働力の確保に資することを目的とし実施するものである。

### （2）契約期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

### （3）受託者

株式会社エヌアイエスプラス

### （4）契約額

682,000,000円（内訳：令和2年度 341,000,000円、令和3年度 341,000,000円）

### （5）受託者決定の経緯

令和2年度～令和4年度農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）に関する民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、一般競争入札（最低価格落札方式）を実施した。令和2年3月5日に開札したところ2者の応札があり、最低価格で予定価格の範囲内で応札した株式会社エヌアイエスプラス（以下「受託者」という。）を落札者として決定した。なお、従前の受託者は全国森林組合連合会であった。

## 2. 確保すべき質の達成状況及び評価

### （1）業務履行の遵守

1）水準：本事業の実施に当たっては、実施要項のほか厚生労働省が示す定めに沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。

2）結果：適切に実施された。

本業務の実施に当たり、受託者は業務の実施要領のほか、実施計画に沿った業務の実施を行った。

(2) 事業スケジュールの遵守

1) 水準：受託者は、本事業の実施に当たり、委託事業年間スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。

2) 結果：適切に実施された。

本事業の実施に当たり、受託者は詳細な工程や進捗状況等について厚生労働省と定期的に打合せを実施し業務を進めた。また、日常的に電話及びメールによる連絡を行い、厚生労働省は受託者があらかじめ定めたスケジュールに沿って業務を実施していることを確認してきたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、予定の変更を余儀なくされることもあった。

(3) 事業の目標及び評価

1) 水準：本事業の実施に関して確保されるべき公共サービスの質を確保するため、以下の事項に応じて、それぞれに示す数値のとおり要求水準を設定する。

2) 結果：令和2年度及び令和3年度の結果は以下のとおり。

項目		要求水準	令和2年度実績	令和3年度実績
支援講習に係る要求水準	支援講習の対象者数	1,000人	496人(未達成)	465人(未達成)
	支援講習の修了者の全産業への就職率	75%以上	74.3%(未達成)	79.6%(達成)
	支援講習の修了者の林業関連分野への就職率	48%以上	30.9%(未達成)	45.2%(未達成)
雇用管理改善に係る要求水準	雇用管理研修会の開催数	各地域ブロックで2回以上かつ全国で45回以上	各地域ブロックで2回以上、全国で43回開催(未達成)	各地域ブロックで2回以上、全国で47回開催(達成)
	雇用管理改善に係る相談、指導及び援助等を行った後に、雇用管理改善に取り組んだ事業主等の割合	84%以上	94.7%(達成)	98.9%(達成)

(4) 評価

(3) 事業の目標及び評価においては、設定された要求水準をすべて満たすことはできなかった。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、会場の閉鎖や都道府県からの就業支援講習の中止依頼等によって計画どおり事業が進められなかったことが要因であり、受託者においてプロジェクト体制を強化しつつ計画の立て直しを図る措置を講じたが、実施要項に定めた事業の実施により確保されるべき質を満たすまでに至らなかった。

3. 実施経費の状況及び評価

	契約額(税抜き)	支払額(税込み)
①従前経費(平成30年度)	351,117,700円	327,888,790円
②実施経費(令和2年度)	310,000,000円	241,641,995円
③実施経費(令和3年度)	310,000,000円	208,817,922円
増減額(②-①)	41,117,700円減額	86,246,795円減額
増減額(③-①)	41,117,700円減額	119,070,868円減額
増減率(①/②)	11.7%減	26.3%減
増減率(①/③)	11.7%減	36.3%減

契約額については、市場化テスト導入前(平成30年度)と導入後(令和2年度及び令



和3年度)を比較した結果、いずれの年度も41,117,700円、11.7%の減額となった。

また、支払額については、市場化テスト導入前(平成30年度)と導入後を比較した結果、令和2年度は86,246,795円、26.3%の減額、令和3年度は119,070,868円、36.3%の減額となった。市場化テスト導入前より減っている要因は、受託者による人件費の減少及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う就業支援講習の中止等により経費が発生しなかったことが影響している。

#### 4. 外部有識者からの評価

本事業の調達に当たっては、外部有識者等により構成される「労働保険特別会計雇用勘定公共調達委員会」において、契約方法の妥当性等の審査を行っている。

また、厚生労働省内で開催された雇用保険二事業懇談会(※)において、経営者団体、民間企業等の代表者により、厳格な目標管理及び評価が行われている。

※雇用保険二事業の財源を拠出する使用者の代表により構成され、本事業を含む雇用保険二事業の各事業について、毎年度、目標の妥当性、実績等を厳格に審査し、目標を達成していない事業については、「廃止又は抜本的見直し」などの評価を行うもの。

#### 5. 令和4年度事業の調達

事業廃止に伴い令和4年度は単年度の事業実施となったことから、市場化テスト外として調達を行った。調達方法として一般競争入札(総合評価落札方式)を採用することにより、あらかじめ公共サービスの質の確保を図ることとした。

調達においては、応札可能性のある事業者への声かけなど複数応札に向けた取組を行ったことにより、複数の事業者が関心をもったものの、応札は一者であった。開札の結果、全国森林組合連合会(市場化テスト実施前及び市場化テスト第1期の受託者)が落札し、令和4年度事業の受託者となった(事業開始は11月1日から)。

#### 6. 全体的な評価

本事業の実施状況については以下のとおりである。

- ① 事業実施期間中に受託者が業務改善を受けたり、業務に係る法令違反行為を行ったりすることはなかった。
- ② 厚生労働省職業安定局において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み(公共調達委員会、雇用保険二事業懇談会)を備えている。
- ③ 市場化テスト導入前と導入後の契約額を比較した結果、41,117,700円(令和2年度、3年度とも)の減額となった。また、支払額では令和2年度が86,246,795円、令和3年度が119,070,868円の減額となった。
- ④ 公共サービスの質については、受託者が十分な質の確保ができないまま令和3年度末をもって事業を廃止することとなり、公共サービスの継続性の点において課題が残る結果となった。ただし、令和4年度は、従前において本事業の実施実績のある全国森林組合連合会が総合評価落札方式により新たな受託者となったことにより事業実施の確実性の向上が見込まれ、公共サービスの質の課題は克服される環境となったといえる。
- ⑤ 競争性に関しては、本市場化テストの調達において、入札参加資格の改善等、複数応札に向けた可能な限りの取組(公告期間の長期間確保、情報開示の充実、業務内容の明確化、事業者への周知等)の実施により複数応札となったものの、結果として落札者(受託者)が契約途中で事業を廃止したことを考慮すると、当該取組の実施をもって競争性が改善されたとはいいがたく、実質的には一者応札が継続していると評価している。なお、市場化テスト外ではあるが、令和4年度事業の調達においては再

び一者応札であった。

## 7. 今後の事業

### (1) 競争性の確保のためのこれまでの取組及び改善が困難な事情

本事業は、市場化テスト2期目であるところ、競争性確保のため、公告期間の長期間確保、情報開示の充実、業務内容の明確化、事業者への周知等を実施したが、実質的な一者応札が継続している。

上記の取組によっても競争性の確保が困難であった理由は、新規参入するための体制構築が困難であることが考えられる。本事業は、民間事業者自身の林業就業や雇用管理にかかる専門性、地方自治体や林業労働力確保支援センター等の林業関係者間のネットワークを活用しながら、地域の実情に応じた複数の講習等を企画・実施するものである。林業は、地域によって主要樹種や山林地の勾配、気候等が異なるため、地域ごとの実情に応じて作業が行われており、本事業の実施に当たっても、地域の実情や受講者のニーズに応じたカリキュラムや使用教材の作成、就業支援講習の実習フィールドの設定、各地での伐木経験など林業に精通した者（地域アドバイザー）の確保が必要である。このため、これらのノウハウ等をあらかじめ有していない事業者にとっては、本事業の実施に苦慮することが容易に見込まれるとともに、参入への障壁となっていることが考えられる。

本事業の実施に当たっては、上記のような林業という業種特有の専門性の発揮が不可避であり、引き続き競争性確保のための取組を行っていくものの、複数の応札者を得ることは難しい状況にあると考えられる。

このため、本事業については終了プロセスへ移行し、厚生労働省の責任において実施することとしたい。

### (2) 市場化テスト終了後の事業実施について

市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、厚生労働省自ら公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてまいりたい。

民間競争入札実施事業  
「農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

- ① 事業期間の設定について、受託者にノウハウが蓄積されることによって、初期投資を回収できるから複数年の効果を期待し、単年で実施していたものを複数年（3年）とした。
- ② 入札公告から事業開始までのスケジュールについて、十分余裕をもったものとした。  
平成30年度事業【市場化テスト前】・・・平成30年1月29日公告、平成30年3月1日開札（22開庁日）  
平成31年度（令和元年度）事業【市場化テスト第1期】・・・平成31年1月31日公告、平成31年3月4日開札（21開庁日）  
令和2年度～4年度事業【市場化テスト第2期】・・・令和2年1月15日公告、令和2年3月5日開札（34開庁日）

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

本事業は、平成22年度に林業雇用改善推進事業（林業事業者に対する雇用管理改善）と林業就業支援事業（林業求職者に対する講習）を統合し、全国実施として以降、平成25年度まで企画競争（随意契約）で実施し、平成26年度以降、最低価格落札方式による一般競争入札により調達してきたが、いずれの年度も同一事業者による一者応札（応募）となった。

これは、本事業が林業という特殊な業種に限定したものであり、特に就業支援講習においては、山林地内の実習フィールドで伐木等の実地講習を行うことにしており、実地講習を実施する場所、材料及び専門の人材の調達等についてノウハウを持たない事業者が参入しにくいことによるものである。

上記実地講習を行うことができるのは、当該業務に専門性を持つ一者応札（応募）における契約相手方である全国森林組合連合会に限定されると思われる。

(参考) 契約の変遷

年度	調達方式	応札者数	契約相手方	備考
平成 22 年度	随意契約 (企画競争)	1	全国森林組合連合会	
平成 23 年度	随意契約 (企画競争)	1	全国森林組合連合会	
平成 24 年度	随意契約 (企画競争)	1	全国森林組合連合会	
平成 25 年度	随意契約 (企画競争)	1	全国森林組合連合会	
平成 26 年度	一般競争入札 (最低価格)	1	全国森林組合連合会	
平成 27 年度	一般競争入札 (最低価格)	1	全国森林組合連合会	
平成 28 年度	一般競争入札 (最低価格)	1	全国森林組合連合会	
平成 29 年度	一般競争入札 (最低価格)	1	全国森林組合連合会	
平成 30 年度	一般競争入札 (最低価格)	1	全国森林組合連合会	
令和元年度	一般競争入札 (最低価格)	1	全国森林組合連合会	市場化テスト
令和 2~4 年度※	一般競争入札 (最低価格)	2	株式会社エヌアイエスプラス	市場化テスト
令和 4 年度	一般競争入札 (総合評価)	1	全国森林組合連合会	

※事業の廃止により契約は令和 3 年度末まで。